

千葉地方最低賃金審議会委員の候補者の推薦に関する公示

千葉労働局一般公示第1387号

千葉地方最低賃金審議会の労働者代表委員2名の辞職に伴い、最低賃金法(昭和34年法律第137号)第23条第1項及び最低賃金審議会令(昭和34年政令第163号)第3条第1項の規定に基づき、後任の委員を任命したいので関係労働組合は、下記「千葉地方最低賃金審議会委員候補者推薦要領」により、労働者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

平成29年11月15日

千葉労働局長 塚本 勝利

記

千葉地方最低賃金審議会委員候補者推薦要領

1 推薦資格

労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、労働組合法(昭和24年法律第174号)第2条に規定する労働組合であって、千葉労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法(昭和22年法律第120号)第38条の各号のいずれにも該当しないものであること。

3 推薦手続

(1) 推薦の方法

推薦に当たっては別紙様式により、推薦すること。

(2) 推薦締切期日

平成29年12月6日(水)

(3) 推薦書の提出先

千葉労働局労働基準部賃金室

(〒260-8612千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎)

推 薦 書

千葉労働局長 殿

平成 年 月 日

推薦者（代表）

住 所

氏 名

印

（団体の場合は所在地、名称、代表者職氏名）

千葉地方最低賃金審議会（労働者代表）委員の候補者として下記の者を内諾書添付のうえ推薦します。

記

(ふりがな) 氏 名		現 職・地 位
生 年 月 日	大・昭 年 月 日 (歳)	
現 住 所	〒	略 歴
(電話)		
勤 務 先 所 在 地	〒	備 考
(電話)		

新任の候補者については、履歴書を一部添付すること。

但し、現千葉地方最低賃金審議会委員及び千葉地方労働審議会委員並びに臨時委員を除く。

内 諾 書

千葉労働局長 殿

平成 年 月 日

氏 名 印

私は、千葉地方最低賃金審議会委員に任命されましたときは、就任することを内諾いたします。